

# PIONEERING HISTORY

新宿運輸区分会情報 第65号 2022年1月30日発行

編集・情宣部

## 過半数代表者ってなんだろう？

過半数路代表者が36協定を結ぶ上で大切な事とは何でしょうか？

その⑥

**Q. 36協定を結んだら、後は何もやらなくていいの？**

**A. 締結して終わりではありません！**

締結後でも、無理な超勤や休勤などの時間外労働により、従業員の健康被害が出ないように、健康管理や過重労働を防ぐためチェックしていく役割もあります！

チェックしていく為には、**36協定を含む労働法に精通している人が、過半数代表者にならなくてはなりません！**



**Q. チェック機能が働かないとどうなるの？**

**A. 超勤や休勤が増えてしまい、過重労働により**



『寝ても疲れが取れない』や『乗務中眠くなる』などの健康被害が出てしまい、本来業務に多大なる影響が起こりかねません！

**健康被害が起きてからでは遅いのです！**

「私たちは『安全・健康・ゆとり・働きがい・心の豊かさ』を守っていくために、誰が過半数代表者にふさわしいかを見極めて、明るく、仕事のしやすい職場環境をつくりあげていこう！」